

福祉避難所の協定締結を進めています

一般の指定避難所やご自宅での避難生活が困難な要配慮者が、心身の状態に応じた設備や資材が整った施設に避難できるよう、福祉施設等との「福祉避難所」協定の締結を進めています。
令和6年3月1日現在、46施設（高齢者施設36施設 障がい者施設10施設）と協定を締結しています。

要配慮者利用施設における避難確保計画作成と訓練実施を支援しています

避難確保計画は、浸水や土砂災害が発生するおそれがあるとき、高齢者施設等の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める計画です。
本市では、要配慮者施設の計画作成や避難訓練実施について助言等の支援を行っています。

気象・防災情報等の入手先

降雨予測、レーダー雨量、土砂災害警戒情報等に気を配り、想定される被害を常に考えて行動することが大切です。テレビ・ラジオ（NHK等）の他、以下の方法で情報を収集することが出来ます。

多治見市 防災アプリ	iPhoneの方はこちら 	おりべチャンネル 地デジ 12ch に合わせて、リモコンの d ボタンを押すと防災情報やお天気情報を見ることが出来ます。
	Androidの方はこちら 	
FMピピ	気象情報、防災行政無線の放送内容を聞くことができます。 周波数 76.3MHz	多治見市 緊急メール 防災行政無線で放送する気象情報、避難勧告等を登録した携帯電話又はパソコンにメールでお知らせします。
		テレホンガイド 防災無線 防災行政無線の放送内容を聞くことができます。 フリーダイヤル——さいがないよ  0120-311714

岐阜県総合情報ポータル

- 岐阜県川の防災情報
<https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>
<https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/> (携帯版)
- 土砂災害警戒情報ポータル
<https://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/>
<http://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/mobile/> (携帯版)

気象情報全般 ●岐阜県地方気象台
<http://www.jma-net.go.jp/gifu/>

降雨の予想 ●国土交通省川の防災情報 (レーダー雨量)
雨域と移動履歴を確認可能
<https://www.river.go.jp/>
<https://www.river.go.jp/portal/> (携帯版)

要配慮者が防災情報を取得しやすい環境づくりを進めています

要配慮者の中には、気象警報や避難情報など命に関わる防災情報を適切に入手することが難しい方がいます。本市では、それぞれの要配慮者がご自身に合った方法で情報を取得できるよう様々な情報発信ツールを整備しています。

戸別受信機の購入費用を補助しています

屋外スピーカーからの音声が届き取りづらい地域にお住まいの方、高齢者世帯や視覚に障害をお持ちの方でスマートフォン等の携帯端末から情報を得にくい方は設置をご検討ください。



多治見市の災害時要配慮者支援の取組み



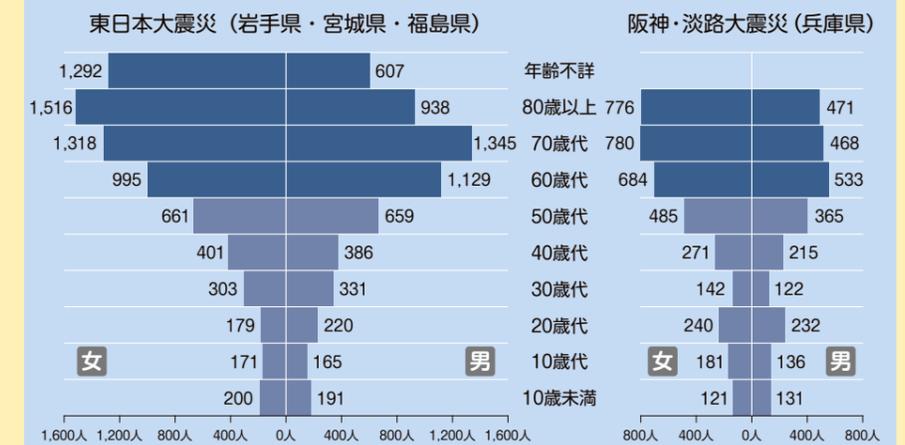
近年の大規模災害では犠牲者の多くを高齢者や障がい者が占めています

過去の災害から学ぶ

60歳以上の犠牲者が約6～7割を占める

ふたつの大震災からみる犠牲者の特性

■ 東日本大震災と阪神・淡路大震災の男女別年齢別犠牲者数



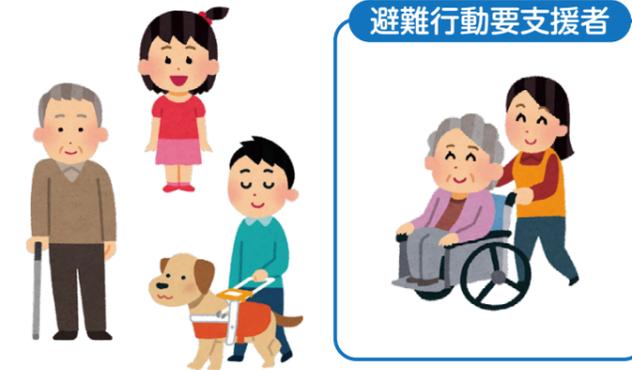
要配慮者や避難行動要支援者を支援する取組みを進める必要があります

● 避難行動要支援者 ●

地域には、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、外国人など、災害発生時、特に配慮が必要な人たちがいます。この方たちを「要配慮者」といいます。その中でも、自力で避難することが難しく、迅速な避難をするために支援を要する方たちを「避難行動要支援者」といいます。

これらの方の被害を減らすため、地域での支援体制づくりが必要です。

要配慮者



高齢者

不便なことがあっても自分から言い出せないことがあるので、頻繁に明るく声をかけ、孤立感や不安を感じさせないようにしましょう。緊急のときは、おぶって避難します。



肢体の不自由な方

車椅子の場合、階段は必ず3人以上で援助を。上りは前向き、下りは後ろ向きで移動。



女性・妊婦

更衣や授乳などプライバシーへの配慮はもちろん、妊娠中や産後間もない女性は健康面にも気を配りましょう。



乳幼児・子ども

子どもたちが自由に遊ぶ場所・時間を確保してあげましょう。子どもがストレスをため込まないよう、安全な遊び場を確保するなど、心身の健康に配慮しましょう。



【問い合わせ先】 多治見市役所 企画防災課 防災グループ 〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地
電話 0572-22-1111 (内線 1414、1417) FAX 0572-24-0621

災害時の避難支援のために避難行動要支援者名簿を作成しています

本市では避難行動要支援者の名簿を作成し、ご本人の同意を得た方の情報を避難支援等関係者に提供しています。災害時の避難支援活動のほか、日常の防災活動や見守り活動に活用していただいています。



避難行動要支援者

(1) 名簿情報の提供についての意向調査

◆対象者①～③

(要介護、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など)

名簿情報の提供に同意しない方は、届出が必要

名簿情報の提供に同意する方は、届出は不要

◆対象者④～⑧

(内部障害、療育手帳、精神手帳、難病患者など)

名簿情報の提供に同意する方は、届出が必要

名簿情報の提供に同意しない方は、届出は不要

(2) 届出



市役所

(3) 同意した方の名簿の提供



避難支援等関係者

(4) 支援

(4) **平時** 日常の声掛け等の見守り、避難訓練実施 など
災害時 避難行動に関する支援 など

※入院中、施設入所中の方は除きます。

※災害時には人命の保護を優先し、不同意の方の情報も含めた名簿情報が避難支援等関係者に提供されます。

■ 避難行動要支援者名簿の登録対象者

① 要介護認定3・4・5の方	③ 身体障害者手帳をお持ちで以下の等級の方	障害の種別		等級
65歳以上のみの世帯に属する方のうち		視覚障害	1,2	
② ア. 要介護認定1又は2の方 イ. 要支援認定の方	聴覚障害	2		
④ 身体障害者手帳をお持ちで内部障害1～4級の方	肢体不自由	上肢	1,2	
⑤ 療育手帳をお持ちの方		下肢	1,2	
⑥ 精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方		体幹	1,2,3	
⑦ 指定難病の医療受給者証の交付を受けている方		乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1,2
⑧ ①～⑦以外で避難支援を要すると市長が認めた者		移動機能	1,2,3	

※名簿情報は、自治会、自主防災組織、民生児童委員、警察署、消防本部などの避難支援等関係者に提供されます。

※避難行動要支援者名簿や個別避難計画は、避難支援を保証するものではありません。避難行動要支援者ご自身でも日頃から災害に備えておく必要があります。

避難支援の実効性を高めるため個別避難計画の作成に取り組んでいます

令和3年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとの個別具体的な避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。実際に災害が起こった際、避難支援が行われやすくなるため、本市では、災害時に避難支援を行っていただける可能性が高い地域住民や民生児童委員等の関係者の皆様のお力をお借りして、個別避難計画の作成に取り組んでいます。

災害から命を守り安心して暮らしていくためには、地域ぐるみの支え合いが必要です。個別避難計画の作成を通じて、避難行動要支援者と地域住民、地域住民同士の「つながり」を深めていきます。

《個別避難計画》

個別避難計画		記入例	
フリガナ	タジミ タロウ	生年月日	昭和12年5月15日
氏名	多治見 太郎	性別	男・女
住所	多治見市日ノ出町2丁目15番地	電話番号	22-1111
メールアドレス	tarotaro@tajimi.com	携帯番号	090-001-0002
同居家族	※氏名(続柄) なし	自宅の状況	構造【木造】鉄筋・鉄骨 2階建 ※居室の位置、普段いる部屋等
かかりつけ医	①ぎんざクリニック ②金山整形外科 ③	療室	1階奥 普段いる部屋 1階真中の居間
利用中の福祉サービス	事業所名① 小路デイサービスセンター 利用サービス デイサービス 事業所名② 利用サービス	避難場所	□自宅(安全が確保される場合) ☑自宅以外(具体的に:本町公民館)
緊急時の連絡先	① 氏名 多治見太郎 住所 土岐市妻木町9999 メールアドレス gorororo@tajimi.com ② 氏名 織部花 住所 名古屋市中区本丸1-1 メールアドレス hanahana@tajimi.com	電話番号	49-0000 090-001-0003 052-001-0001 090-001-0006 その他
避難支援等実施者情報	氏名 土岐三郎 住所 多治見市日ノ出町2丁目16番地 メールアドレス 氏名 住所 メールアドレス	電話番号	22-0001 090-001-0003 電話番号 携帯番号 FAX番号 その他

あてはまるものすべてに☑ ※【 】内は該当するものに☑

☑介護保険の認定を受けている【要支援: 1・② 要介護: 1・2・3・4・5】

☑手帳所持【身体: 1・②・3・4・5・6 療育: A・A1・A2・B1・B2 精神: 1・2・3】

☑難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている

☐医療機器の装着等をしている【人工呼吸器・たん吸引器・ネブライザー・その他()】

☐アレルギー・持病(病名等:)

避難時に
☑服薬又は服薬管理が必要【服用薬等: 高血圧、糖尿病()】

☑食事の介助が必要【毎3等: 通常の二倍で可・一口大・やわらかめ・とろみ要・流動食】

☑排泄の介助が必要 ☑オムツが必要

☑立つことや歩行ができない ☑音が聞こえない(聞き取りにくい)

☑物が見えない(見えにくい) ☑言葉や文字の理解がむずかしい

☑危険なことを判断できない ☑顔を覚えても知人や家族と分からない

☑その他 歩行補助杖が必要
服薬は毎食後

避難所情報等【自宅以外】 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項

※避難経路上の危険※
浸水した場合は、側溝に落ちないように注意する。

※地図で表示するか、「本町公民館」に避難」と文字で記入するか、どちらかの方法で記入します。

個別避難計画を作成することにより、あなたは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、避難支援を受ける可能性が高まります。ただし、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、災害時の避難行動の支援が必ずされることを保証するものではありません。また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

個別避難計画の情報は、①平常時に災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に提供されます。ただし、①の場合は避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意がなければ提供されません。

上記の内容を理解した上で、

☑ 情報提供することに同意します
☐ 情報提供することに同意しません

令和5年11月25日

多治見市長 様 本人署名 多治見 太郎

代理署名

● 個別避難計画の作成対象者 ●

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に登録されている全ての方について作成しますが、その中でも、災害によって被害を受ける可能性の高い方の計画は特に速やかに作成しなければなりません。したがって、まずは市内の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住いの方の計画作成を優先的に進めています。

● 個別避難計画情報の提供 ●

作成した個別避難計画は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に提供されます。なお個別避難計画の提供を受けた方には秘密保持義務が課されます。